

委員会提出議案第 1 号

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 17 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 古 屋 直 彦

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

立川市議会委員会条例（昭和31年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 ……略…… 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 7人 総合政策部（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）、行政管理部、財務部、市民生活部、産業文化スポーツ部協働推進課、公営競技事業部、<u>会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会</u>に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項 (2) 厚生産業委員会 7人 産業文化スポーツ部のうち前号に規定する課以外の分課、子ども家庭部、<u>福祉保健部及び農業委員会</u>に関する事項 (3)及び(4) ……略…… （出席説明の要求） 第18条 委員会は、審査又は調査のため市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない。	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 ……略…… 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 7人 総合政策部（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）、行政管理部、財務部、市民生活部、産業文化スポーツ部協働推進課、公営競技事業部及び<u>会計課</u>に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項 (2) 厚生産業委員会 7人 産業文化スポーツ部のうち前号に規定する課以外の分課、子ども家庭部<u>及び福祉保健部</u>に関する事項 (3)及び(4) ……略…… （出席説明の要求） 第18条 委員会は、審査又は調査のため市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、<u>公平委員会の委員長</u>、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは議長を経てなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。